

四日市市告示第534号

四日市市木造住宅耐震補強計画費補助金交付要綱の一部を改正する要綱を次のように定める。

令和 6年 7月 2日

四日市市長 森 智 広

四日市市木造住宅耐震補強計画費補助金交付要綱の一部を改正する要綱

四日市市木造住宅耐震補強計画費補助金交付要綱（平成18年四日市市告示第93号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>(用語の定義)</p> <p>第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 及び (2) (略)</p> <p>(3) 補強計画 四日市市木造住宅耐震補強工事等補助金交付要綱（平成16年四日市市告示第198号）第2条に定める補強計画で、同条に定める耐震補強工事、<u>準耐震補強工事又は簡易な耐震補強工事</u>を行うためのものとする。</p> <p>(4) <u>評点 三重県木造住宅耐震診断マニュアル等でいう上部構造評点とする。</u></p> <p>(補助対象)</p> <p>第3条 補助対象は、木造住宅耐震診断の<u>結果、評点が1.0未満と診断された旧基準木造住宅の補強計画とする。</u></p> <p>(補助金の額)</p> <p>第5条 補強計画に係る1棟当たりの補助金の</p>	<p>(用語の定義)</p> <p>第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 及び (2) (略)</p> <p>(3) 補強計画 四日市市木造住宅耐震補強工事等補助金交付要綱（平成16年四日市市告示第198号）第2条に定める補強計画で、同条に定める耐震補強工事<u>及び準耐震補強工事</u>を行うためのものとする。</p> <p>(補助対象)</p> <p>第3条 補助対象は、木造住宅耐震診断で「<u>倒壊または大破壊の危険があります</u>」、「<u>やや危険です</u>」、「<u>倒壊する可能性が高い</u>」又は「<u>倒壊する可能性がある</u>」と診断された旧基準木造住宅の補強計画とする。</p> <p>(補助金の額)</p> <p>第5条 補強計画に係る1棟当たりの補助金の</p>

額は、補強計画に要する経費と18万円を比較して、いずれか少ない額とする。

2 三重県木造住宅耐震診断マニュアル等による精密診断法1に基づき評点を1.0以上とする補強計画を行う場合は、前項の補助限度額を34万円とする。

3 前項の補助額に千円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。

附 則

1 (略)

2 この要綱は、令和9年3月31日限り、その効力を失う。

額は、次の各号に掲げる額の合計額とする。

(1) 補助額は次のいずれかとする。

ア 耐震補強工事を行うための補強計画においては、補強計画に要する経費の3分の2と18万円を比較して、いずれか少ない額。

イ 準耐震補強工事を行うための補強計画においては、補強計画に要する経費の3分の2と18万円を比較して、いずれか少ない額。

(2) 租税特別措置法第41条の19の2に規定する所得税額の特別控除の額。

2 助成額の交付に当たっては、あらかじめ前項第2号の額を差し引いて、同項第1号アの額を交付するものとする。

3 前項の助成額に千円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。

附 則

1 (略)

2 この要綱は、令和7年3月31日限り、その効力を失う。

第1号様式を次のように改める。

年 月 日

四日市市長

申請者 住 所
氏 名
電話番号

木造住宅耐震補強計画費補助金交付申請書

四日市市木造住宅耐震補強計画費補助金交付要綱第6条の基準に基づき、補強計画を行いたいので、下記のとおり申請します。

記

住宅の概要	住宅の所在地	四日市市		
	住宅の種類	専用住宅・併用住宅・共同住宅・長屋		
	建築年月	年 月 着工・完成		
	階数		延べ床面積	坪・m ²
	併用住宅の住宅以外の面積			坪・m ²

補強計画費等	補強計画予定期間	年 月 日～ 年 月 日		
	診断方法	一般診断法・精密診断法		
	補強計画費（設計費）			円
	補助申請額			円

※添付書類

- (1) 補強計画見積書
- (2) 耐震診断結果報告書の写し
- (3) その他市長が必要と認める書類

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、告示の日から施行し、令和6年度予算に係る補助金から適用する。

(経過措置)

- 2 この要綱の施行の日前に、改正前の四日市市木造住宅耐震補強計画費補助金交付要綱（以下「改正前要綱」という。）の規定に基づき提出された申請書は、改正後の四日市市木造住宅耐震補強計画費補助金交付要綱（以下「改正後要綱」という。）の規定に基づき提出されたものとみなす。
- 3 市長は、第10条の規定による通知を行ったものを除き、改正前要綱の規定に基づき行われた交付申請については、同申請に係る申請書の記載にかかわらず、改正後要綱の規定に基づき、補助金の額を算定し、補助金の交付を決定するものとする。この場合において、すでに補助金交付決定が行われている交付申請については、補助金交付の変更の決定を行い、木造住宅耐震補強計画変更承認通知書（第4号様式）にて申請者に通知するものとする。

(都市整備部建築指導課)